

岡山県テニス協会 表彰規則

(目的)

第1条 この規定は、岡山県テニス協会の表彰について定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 表彰の対象者は、岡山県に住所又は居住を有する者若しくは岡山県に縁故がある個人又は団体で、次の各号に掲げる賞の区分に応じ、当該各号にさだめるものとする。

- (1) 高い水準の国際大会又は全国大会において、選手として優秀な成績を収めた者
- (2) 岡山県のテニス振興に尽力し、功績が顕著な者
- (3) 岡山県テニス協会の発展のために永年（5年以上）尽力し、功労が顕著な者

(対象者)

第3条 表彰者は、理事又は岡山県テニス協会加盟団体の推薦により、理事会が選考して決定する。ただし、加盟団体の推薦は、1年に1団体から1名を限度とする。

(表彰の方法)

第4条 受賞に対する表彰は、表彰状（又は感謝状）及び記念品（又は報償）を授与する。ただし、記念品及び報償の額は、3万円以下とする。

(死亡した者の表彰)

第5条 表彰を受けるべき者が、表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状・感謝状及び記念品・報償は、その者の遺族に贈呈するものとする。

(受賞の取消し等)

第6条 受賞者が本人の責めに帰すべき行為により著しく受賞の名誉を失墜したとき認めるときは、受賞を中止し、又は既に行った受賞を取り消すものとする。

(細則)

この規定の施行に関しての必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規定は、平成30年1月1日から施行する。